

【鑑別書の表記】

1. 鑑別機材

一般社団法人宝石鑑別団体協議会（AGL）では、基本的な鑑別作業において使用される機器として以下を定める。但し、必要に応じてその他の高度な分析機器や手法が用いられ、それらには破壊検査も含まれる。この場合、顧客の承認のもとで行われる。

鑑別に使用される器材

宝石鑑別用光学顕微鏡／宝石屈折計／偏光器／直視型分光器／紫外線蛍光観察装置／比重液／比重測定装置／二色鏡／カラーフィルター／紫外・可視分光光度計／赤外分光光度計（FT-IR）／色比較検査用光源（D65）／シンチレーションカウンター。必要に応じて、より高度な分析機器（LA-ICP-MS／EDXRF／X線回折装置／ラマン分光装置／光散乱レーザートモグラフィ等）も用いる。

2. 報告書の種類

一般社団法人宝石鑑別団体協議会（AGL）では報告書の発行に際し、「鑑別書」および「分析報告書」の2種を設定する。

(1) 鑑別書

上記、「鑑別に使用される器材」を使用して得ることが可能な検査結果を記載した報告書。

(2) 分析報告書

本報告書の発行は一般社団法人宝石鑑別団体協議会（AGL）加盟機関全てに義務付けるものではなく、各機関の任意とする。

3. 結果表記

鑑別の結果の表記は、以下の3項目で構成される。（但し、合成石、人造石、模造石を除く）

鉱物名(Group/Species)

【各種宝石の表記およびコメント】に従って記載する【各種宝石の表記およびコメント】に記載の無いものについては、鉱物名（国際鉱物学会で承認された）または生物学上の呼称を記載する。

または

素材名(Material)

人的手段を介さず自然界で生成されたこれらのものには、すべて“天然”の接頭語を冠する。

宝石名(Variety)

【各種宝石の表記およびコメント】に従って記載する。すべて<天然>の接頭語を冠しない。

カラーバラエティの付加は任意とする。【各種宝石の表記およびコメント】に記載の無いものについては、その鉱物名または生物学上の呼称で記載する。光学的効果をもつ宝石には、その効果を表す接頭語または接尾語を付けて記述する。

開示コメント(Comment)

処理の内容を明記する。但し、確証を得ることができないものには、その旨をコメントする。

鑑別対象石が多数の場合、報告書の結果表記スペースの都合上開示コメントは簡略化した表現で明記される。

以下の宝石種は、人為的処理が広く行われているとされているか、現時点の鑑別技術ではその確証を得ることができないものである。

アクアマリン	加熱
シトリン（黄色、褐赤色）	加熱
クォーツ（緑黄色）	照射
ハイカラークォーツ（黄色／褐色）	照射
スモーキークォーツ	照射
モリオン	照射
スタークォーツ（褐色、黒色、黄色）	照射
クォーツキャッツアイ（褐色、黒色、黄色）	照射
ピンクトパーズ	加熱
トルマリン（赤色、ピンク色）	照射
（一部の青色、緑色、黄色等）	加熱
ジルコン（無色、青色、黄褐色）	加熱
タンザナイト	加熱

脇石に関する結果表記

鉱物名は省略し、宝石名だけで表記できる。

開示コメントは簡略化した表現で宝石名の直後に括弧内に明記されることもある。例：ルビー（加熱）

主な開示コメント	簡略した表現
透明剤の含浸処理が行われています。	含浸処理
充填処理が行われています。	充填処理
加熱が行われています。	加熱
外部からの元素の拡散加熱処理が行われています。	拡散加熱処理
色素による着色処理が行われています。	着色処理
照射処理が行われています。	照射処理
単一または複数の処理が行われています。	処理
コーティングによる着色処理がおこなわれています。	コーティング処理

【 鑑別規約 】

第1条 (総則)

本規約は、宝石もしくは宝石鉱物の鑑別の依頼者（以下、依頼者という）と日米宝石鑑別センター（以下 NGA）が行う宝石もしくは宝石鉱物の鑑別及び鑑別書の発行に関する依頼者と NGA の間の請負契約（以下、本件契約という）に関わる権利義務関係を規定するものであって、依頼者及び NGA の双方を拘束する。

第2条 (主要用語の定義)

本規約において、以下の用語は、以下の意義を有するものとする。

- (1) 鑑別：宝石又は宝石鉱物の天然、合成、模造処理の有無を科学的方法により検査すること
- (2) 鑑別書：宝石又は宝石鉱物の鑑別の結果を表示した書面

第3条 (鑑別の実施)

依頼者が鑑別を依頼した宝石類（以下、依頼品という）に対して NGA が行う鑑別は、検査時において NGA が採用する技術と情報に基づき、依頼品を非破壊という条件の下で検査し、その結果を学術的に判定するものである。

2. 依頼品がその種類又は加工等のため経時変化をするものであっても、NGA は、検査時における依頼品の状態を鑑別書に記載する。

第4条 (鑑別の方法)

鑑別に当っては、依頼者の申し出により指輪等に加工した状態で検査・測定することができるものとするが、この場合、依頼者は、一部項目について検査省略もしくは測定不能が生じ又は検査に精度を欠くことがあることをあらかじめ承諾する。

2. 加工金属等の種類、品位、重量等の測定検査は行わない。
3. 依頼品の価格評価は実施しない。

第5条 (宝石類の重量の記載)

NGA は、依頼品に刻印されている宝石類の重量をそのまま鑑別書に記載することができるものとし、その場合、その記載に対する責任を問われないものとする。

第6条 (鑑別結果の発表)

鑑別結果の発表は、鑑別書によってのみ行う。

2. 脇石等の補助石の鑑別結果を記載するときは、検査内容を省略し、鑑別の結果のみを表示する。但し、NGA の裁量により、補助石の鑑別を省略することができる。

第7条 (鑑別書の内容及び発行基準)

NGA が発行する鑑別書の内容及び発行基準は、次のとおりとする。

- (1) 鑑別書には、依頼品たる宝石又は宝石鉱物の鉱物名、宝石名、重量、形状、サイズ、色・外観特徴、鑑別方法に加え、NGA が開示の必要を認めた特殊処理がある場合はそれを記載する。
- (2) 鑑別書には、全て鑑別時における依頼品の写真を添付する。

第8条 (鑑別書の再発行)

鑑別書の再発行は、NGA がやむを得ないと認めた場合に限り、かつ検査実施年月日より満2ヶ年以内とする。

第9条 (鑑別書の誤りの補償)

NGA が発行した鑑別書に記載された結果が客観的事実と異なることにより依頼者が財産的損害を被った場合、NGA は、依頼者に対し、当該鑑別に対して NGA が受領した手数料の金額の範囲内で補償する。

2. 依頼者が本条に基づいて NGA に対して補償を請求することができる期間は、依頼品に対する検査実施年月日より起算して満1ヶ年とする。
3. 本条に基づき NGA が補償する相手方は、当該鑑別の依頼時に適法に登記又は登録された住所及び商号（又は氏名）を有する直接の依頼者とする。
4. NGA は、いかなる場合でも前項の直接の依頼者以外の第三者の損害の補償をすることはしない。

第10条 (鑑別書の失効)

鑑別書は、次の場合にはこれを無効とする。

- (1) 鑑別書に改ざん又は加筆等が行われたと NGA が認めたとき
- (2) 鑑別時の依頼品の形状に変化が加えられていると NGA が認めたとき
- (3) 鑑別時の依頼品の品質にその後変化が生じていると NGA が認めたとき

第11条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟は、鑑別書を発行した本部の所在する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第12条 (規約外事項)

本規約に定めない事項については、依頼者と NGA の協議によるほか、民法、商法その他の関連法令によるものとする。

付 則

第1条 本規約は、2008年2月3日より適用する。